

令和7(2025)年度運営指導の結果について

【認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、合計6事業所に対して運営指導を実施しました。

事業所様におかれましては、内容を御確認の上、日々のサービス提供で基準違反等が発生していないか自己点検をお願いします。

指摘事項は以下のとおりです。

○運営・報酬に関する事項について

1	運営規程について、一部の記載が併設する他事業所の内容になっていた。適切な形に修正すること。
2	運営規程において、既に契約終了となった医療機関が協力医療機関として記載されていた。現在の状況に合わせて修正し、運営規程の内容に変更が生じた際は市に対して変更を届け出ること。
3	運営規程と重要事項説明書において、職員の員数について、実際に配置している員数と相違があった。計画作成担当者の数を実態に合わせて変更すること。運営規程の変更に当たっては、市に対して変更届を提出すること。
4	重要事項説明書について、古い内容を掲示していた。内容に変更があった場合は、最新のものに差し替えること。
5	重要事項説明書において、協力医療機関等の名称に誤りがあった。正式名称を記載すること。
6	重要事項説明書について、指定権者名と加算の名称に誤りがあったため、修正すること。
7	契約書の内容に、一部誤字が見受けられた。適切に修正を行うこと。
8	契約書について、要介護認定の有効期間を記載する所を設けていたが、空欄となっていた。適切に文書を完結すること。
9	水害対応マニュアルを作成していたが、避難先等の内容が法人の他事業所に係る内容となっていたため、正しい形に修正して運用すること。
10	B C P計画について、基準において災害及び感染症に係る計画の作成が求められているが、事業所におけるB C P計画は、災害に係る内容が中心であり、感染症に係るB C P計画については別途法人として定める感染症に係るマニュアルを参照する形となっていた。当該感染症マニュアルには厚生労働省の発出する解釈通知において記載が求められている事項の記載が確認できなかったことから、基準及び解釈通知の内容に沿うよう、感染症に係るB C P計画の内容を見直すこと。
11	虐待の防止のための指針、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び身体拘束等の適正化のための指針について、ホームページで公表すると記載があるが、公表されていなかった。指針に基づき、適切に対応すること。
12	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないとされているが、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画や、計画に相当する内容の記載した地域密着型施設サービス計画の作成を確認できなかった。基準に適合するよう早急に対応すること。

13	ユニットリーダー研修受講者の配置について、2名必要なところ、1名しか配置できていない。研修の受講又は研修受講者を採用する等対応し、適切な人数を配置すること。
14	一部のユニットにおいて、常勤のユニットリーダーが不在となっている。長期間の不在により、常勤の要件を満たさなくなることが見込まれる場合は、別の常勤職員をユニットリーダーとして配置すること。常勤のユニットリーダーを配置しない場合、ユニットケア体制未整備減算に該当するため、職員の配置体制に応じ、適切な形で介護報酬を算定すること。
15	指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、原則専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であり、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができるとされているが、貴事業所では、管理者の出退勤及び勤務体制を把握しておらず、出勤の実態が確認できない日が散見されており、常勤と判断することができなかつた。また、法人本部の職務と兼務していることは把握しているが、貴事業所の職員が管理者からの指示を受けようとしても連絡が取れないことが多く、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障をきたしている状況が確認された。 早急に管理者(施設長)の勤務体制の見直し又は、適切に事業所を管理できる管理者(施設長)を配置すること。なお、管理者(施設長)の配置に当たっては、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第56条第1項にて定める施設長(同基準第5条で定める施設長の要件を満たす者)を配置し、配置後は市に対し適切に管理者に係る変更の届出を行うこと。
16	貴事業所は現在複数の加算を算定しているが、サービス提供体制強化加算（Ⅲ）及び夜勤職員配置加算(Ⅱ)等の加算について、算定の根拠となる数値の計算を実施しておらず、算定の要件を満たすか確認しないまま算定を続けている。 現在算定している各種加算について自主点検を実施し、算定の根拠となる資料を市に提出すること。加算の要件を満たしていない場合は、加算の取り下げ及び過誤調整を行うこと。

○他事業所の規範となる事項について

1	生産性向上対策委員会を設置し、現場職員の意見から見えた課題を業務の無駄、職員への過重労働等、グループ分けして対策を検討していた。検討に当たっては検討シートを作成し、課題の抽出から対策へつなげやすいよう工夫が見られた。
2	生産性向上対策委員会の設置や、議事録作成へのAIの活用等、先進的な取組みを積極的に実践していた。
3	職員ごとに業務目標を立て、2月ごとに評価を行い、モチベーションの維持につなげていた。
4	バイタル等の記録をグラフ化し、日々の入居者の体調の変化を簡潔に把握できるよう管理していた。
5	各種委員会ごとに目標を設定し、その目標を達成するための事業計画を作成していた。
6	利用者のケアに関するマニュアルを作成し、対応する職員によってサービスの質に差が出ないように工夫していた。
7	事故発生後の対応について、再発防止策に基づく対応の進捗状況を記録し管理しており、事故を再発させないように努力していた。
8	公益通報の制度が整えられており、不正を発生させない体制が構築されていた。